

(平成21年12月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和29年5月1日、喪失日は30年3月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和29年5月から同年9月までは8,000円、同年10月から30年2月までは9,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和29年2月から同年4月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の上記訂正後のA社B工場における資格取得日に係る記録を29年2月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月15日から30年3月1日まで

私は、A社に継続して勤務していた期間のうち、同社B工場に勤務していた申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

なお、A社B工場には、同社C工場から転勤により勤務することとなった。

第3 委員会の判断の理由

1 D社（A社の後継会社）が保管する辞令簿及び当時の複数の同僚の供述により、申立人は、昭和28年2月21日から30年2月28日までA社に勤務し、申立期間は同社B工場に勤務していたことが確認できる。

2 申立期間のうち、昭和29年5月1日から30年3月1日までの期間について、社会保険事務所が保管するA社B工場の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日及び喪失日がともに29年5月1日と不自然な記録となっている上、同年

10月に定時決定が行われたことが認められる。これらの記録を前提とすると、申立人が昭和29年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

このことについて、社会保険事務局に照会した結果、「当時の詳細は不明であるが、現在に至っては合理的な説明はできない。」としている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所の記録及びD社が保管する辞令簿から、申立人のA社B工場における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和29年5月1日、喪失日は30年3月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和29年5月の社会保険事務所の記録から、29年5月から同年9月までは8,000円、同年10月の定時決定により、同年10月から30年2月までは9,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間のうち、昭和29年2月15日から同年5月1日までの期間について、辞令簿によると、申立人は29年1月21日に発出された辞令により、A社C工場から同社B工場に異動したことが確認できる。しかし、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の同社C工場での厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は29年2月15日となっており、同社B工場での取得日は、前記のとおり、被保険者名簿において、同年5月1日とされていることが確認できる。

また、前記の喪失日及び取得日は、いずれも辞令発出日以後の日とされていることが確認できる上、D社及び当時の複数の同僚は、「当時、A社では、朝鮮戦争により業務多忙であり、人の出入りや社内異動も頻繁にあったことから、様々な事務処理は遅滞しがちであったものの、継続して勤務していた社員の給与からは、厚生年金保険料も継続して控除していたと思われる。」旨を供述していることから、申立人は、当該期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和29年2月から同年4月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和29年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に納付していたと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

高知厚生年金 事案 244

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和42年4月1日から平成20年9月30日までA社に継続して勤務しており、同社B支店から同社C支店へ異動した際の資格喪失日が昭和42年9月30日とされているため、同年9月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D社（A社から名称変更）が発行した在籍証明、同社が保管する人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和42年8月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る

同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主であるA（船舶所有者）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者における資格取得日に係る記録を昭和29年10月15日に、資格喪失日に係る記録を30年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月15日から30年6月1日まで

私の船員手帳によると、私は、昭和29年10月15日から30年6月1日まで、A氏のB丸に甲板員として乗船勤務していたにもかかわらず、申立期間が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳の記録及び当時の複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間において、B丸の甲板員として乗船勤務していたことが認められる。

また、申立人及び当時の複数の同僚の供述は、申立期間当時、B丸の乗組員は22人から23人であったと供述しているところ、B丸の船員保険に係る各種手続きを行っていたC組合が保管する同船の船員保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時、同船で船員保険の被保険者資格を取得している者は21人確認できる。

さらに、C組合からは、「基本的には、どのような職種の者であっても、乗船して勤務する以上、船員保険には必ず加入させていたはずである。」旨の供述が得られたことから、申立人は、申立期間当時、B丸に乗船していた同僚等と同様に、事業主により給与から船員保険料を控除されていたものと

考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B丸に乗船勤務し、申立人と同じ職種であった同僚の昭和30年1月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料は無いが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年10月から30年5月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。